

高速自動車国道道路台帳

整理番号	188	図面対照番号		
道路の種類	一般国道	路線名	第二阪奈道路	道路管理者 国土交通大臣
路線の指定(認定)年月日	西石切IC～宝来IC=H31.4.1		指定(認定)の該当条項	道路法第5条
起点	東大阪市	主要な経過地		—
終点	奈良市			

事業許可の概要

事業者	西日本高速道路株式会社	根拠条項	道路整備特別措置法第3条
区間	大阪府東大阪市西石切町 から 奈良県奈良市宝来町 まで	料金徴収期間	令和4年7月9日まで
路線の延長	13,400メートル		

供用中区間の概要

路線の延長の内訳	延長	13,400メートル		供用開始の区間及び年月日 全線(H31.4.1)									
	延長の内訳	道路		トンネル		橋		渡船施設					
		5,100メートル		個数	延長	種類	個数	延長	渡船場		渡船		
				3	6,300メートル	永久橋	8	2,000メートル	個数	延長	船数	運行距離	
						木橋		メートル		メートル		メートル	
						混合橋		メートル					
						計	8	2,000メートル					
		車道の幅員		9.0m以上		5.5m以上9.0m未満		4.0m以上5.5m未満		4.0m未満			
	路面の種類												
	舗装道		メートル		13,400メートル		メートル		メートル				
砂利道		メートル		メートル		メートル		メートル					
計		メートル		13,400メートル		メートル		メートル					
道路の敷地の面積	自動車交通不能区間の延長		メートル		鉄道又は新設軌道との交差		交差の方法		個数				
	機構所有地		国有地				立体交差		跨道		5		
	地方公共団体所有地		民地				平面交差		跨線		1		
	0		365				0		365		該当なし		
最小車道幅員		箇所		最小曲線半径		箇所		最急縦断勾配		箇所			
3.5		全線		300		6.20KP～6.44KP		5.0		7.65KP～8.29KP 9.58KP～10.16KP			

(裏面)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一体建物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

電気関係	0箇所	広場、公園	2箇所
ガス関係	1箇所	駐車場	0箇所
通信関係	0箇所	通路	1箇所
水道関係	0箇所	事務所等建物	0箇所
		その他	0箇所

その他特記すべき事項

調整(改訂)の年月日

令和5年12月1日……調製







